

事務連絡
令和 7 年 2 月 28 日

各学校法人
各社会福祉法人

} 理事長様

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部私学振興課長

令和 6 年度第 2 回私立幼稚園等緊急環境整備費補助金交付決定
通知書の送付及び実績報告書の提出依頼について

このことについて、別添のとおり令和 6 年第 2 回度私立幼稚園等緊急環境整備費補助金交付決定通知書を送付いたしますので、交付決定日をご確認のうえ、決定日以降の事業着手につきよろしくお取りはからいください。

また、交付要綱に基づき、以下のとおり実績報告書等を提出してください。

1 提出について

(1) 提出書類（各 1 部 ※控えを園に保管すること）

- ア 第 4 号様式（実績報告書）
- イ 別紙 2（精算書）
- ウ 契約書（請書）又は注文書の写し（※作成していない場合は省略可）
- エ 納品書（工事完了届）の写し（※出荷確認票等では代用できません）
- オ 請求書の写し
- カ 領収書の写し（※金融機関の振込依頼票等では代用できません）
- キ 機器等の整備後の設置状況が確認できる写真
（※現地確認の代わりとなるものであるため、**補助対象の機器等がもれなく撮影されていて、園地園舎内に設置した状態であることが確認できるものをご提出ください。**）
- ク 補助事業経費変更理由書（事業経費に変更等がある場合）

【様式掲載ページ】

神奈川県トップページ > 分類から探す > 教育・文化・スポーツ >
教育 > 私立学校 > 私立学校向け補助金関係のお知らせ > 令和 6 年度＜第
2 回＞私立幼稚園等緊急環境整備費補助金に係る実績報告書の提出について

※上記（1）のウエオカは写しを提出し、原本は園にて保管してください。

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 31 日 郵送

(3) 提出先

〒231-8588（住所省略可）

神奈川県庁私学振興課助成グループ 永見、星野あて

裏面もご確認ください

2 留意事項（必ずお読みください）

■事業着手及び履行確認について

- (1) 契約書、注文書、納品書、請求書及び領収書等の各文書の発行日がすべて交付決定日以後であることをご確認ください。（交付決定日より前の日付で発行されている場合は、事前着手とみなされ、補助金の支払いができません）のでご注意ください。）
- (2) 令和7年3月31日までに事業が完了しない場合、又は、領収書等の添付書類により補助事業の履行確認ができない場合は、当該補助金の支払いができなくなりますのでご注意ください。

■やむを得ず補助事業の内容又は金額に変更が生じた場合について

- (1) 補助事業の内容（購入する機器、設計、数量、業者等）を変更（中止、廃止）しようとする場合、実績報告書の提出前に私立幼稚園等緊急環境整備費補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）により、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。このような事由が判明した場合には、至急、下記の問合せ先にご連絡願います。
- (2) 補助事業経費に変更があった場合には、補助金額の変更の有無にかかわらず、変更理由書（別添）に理由等を記載し、実績報告書と一緒に提出してください。

■支払いについて

- (1) 実績報告書の確認後、順次補助金の支払い手続きを行います。円滑な支払いのため、事業完了後は実績報告書をすみやかに提出くださるようご協力をお願いいたします。
- (2) 記載内容（日付、金額、品名、契約当事者氏名・発行者印等）に遺漏がないか、提出前に今一度ご確認ください。（記入漏れや金額・内容相違等の不備が認められた場合、支払い手続きが滞りますのでご注意ください）

問合せ先

助成グループ 永見、星野

電話 045-210-1111（内線 3773）

ファクシミリ 045-210-8839

E-mail jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp メール